

## 緊急事態発生時における年会開催についてのガイドライン

2016年12月10日 理事会承認

1. 目的  
年会開催時（あるいは開催直前）に緊急事態が発生した場合、その状況把握と年会参加者・学会員の安全を確保するとともに、年会運営への支障を最小限に抑制することを目的として、学会における危機管理のための組織体制の構築、緊急事態への対応策、事後処理などについて、基本的なガイドラインを記載する。
2. 緊急事態の定義  
緊急事態とは、異常な自然災害や事件・事故などにより「年会開催に重大な支障を及ぼす、または、それが高い確率で予想される事態」をいう。異常な自然災害とは、「暴風、大雨、落雷、洪水、地震、津波、噴火、その他自然現象による災害」などをいう。事件・事故とは、「火災、爆発、危険物質の放出」、「武力攻撃やテロ行為」、「感染症、環境汚染」などをいう。
3. 緊急事態対応委員会の構成と役割
  - (1) 緊急事態対応委員会（以下、対応委員会という）の構成は、会長（あるいは会長代理）、年会委員長（あるいは年会委員長があらかじめ指名した代理者）、幹事長の3者とする。
  - (2) 3者会議の開催が困難な場合は、少なくとも会長（あるいは会長代理）を含む2者の合議によって対応策を決定し、他者には事後了解を得て良いものとする。
  - (3) 対応委員会は年会開催に係わる緊急決定と年会参加者及び学会員への決定事項の周知を行う。
  - (4) 対応委員会を構成することが予想されるメンバー全員（代理者を含む）と、学会事務局担当者・年会事務局担当者の連絡先（携帯電話番号）を、平時より共有しておく。
4. 緊急事態発生直後の対応
  - (1) 緊急会議の開催
    - ◆ 時間的猶予がある場合は臨時理事会を開催し、対応策を検討する。理事会の成立要件は、定時理事会と同一とする。
    - ◆ 時間的猶予がない場合は対応委員会を開催し、対応策を検討する。
    - ◆ 対応委員会によって緊急決定が行われた場合は、できるだけ速やかに各常任理事にその決定内容を伝える。
    - ◆ 上記の臨時理事会や委員会には、通信手段や電子的手段を用いて開催するものも含まれる。
  - (2) 対応すべき内容
    - ◆ 年会の中止、延期、スケジュール変更に関わる緊急決定を行う。
    - ◆ 上記の緊急決定事項については、会長名にてウェブサイトやメール配信などで年会参加者及び学会員に速やかに伝達する。
    - ◆ 年会中止、延期、スケジュール変更が決定した場合、事後対応について協議し決定する。
    - ◆ 代議員会（電子的手段も含む）を、会計年度終了後3か月以内に開催するための準備を行う。
5. 緊急決定後の対応
  - (1) 年会について  
臨時理事会をできるだけ速やかに開催し、以下の点について議論・決議する。通信手段や電子的手段を用いて開催するものも含まれる。
    - ◆ 年会参加費、懇親会費について、返金などの取扱について決定する。
    - ◆ 年会中止が決定した場合、年会成立（高校生発表会も含む）について決定する。
    - ◆ 年会要旨集が完成していた場合、参加者への配布などその取扱について決定する。

- ◆ 学会及び義援金への寄付について検討する。寄付等義援金を受け入れる場合、専用口座の開設を行う。
- (2) 連絡および広報
  - ◆ 年会開催については、可能な限り年会会場でも周知（掲示、アナウンス）する。
  - ◆ 年会参加費、懇親会費の取扱、年会成立について理事会で決定した内容をウェブサイト掲載及びメールにて年会参加者および学会員に伝達する。
- 6. 緊急事態が収束した後の対応
  - (1) 事態が安定した後に臨時理事会を開催し、以下の点について議論・決議する
    - ◆ 緊急決定の内容、プロセスについて審議する。
    - ◆ 年会中止が決定した場合、学会賞授賞式・受賞講演等の開催方法について、理事会にて審議する。
    - ◆ 本部企画、PCP 企画、男女共同参画ランチョンセミナーなどの取り扱いについて検討する。
    - ◆ 年会会場での展示料受領済み企業への展示料返金について検討する。
    - ◆ 被災した会員や植物科学分野の研究者への支援について検討する。
  - (2) 年会参加費・懇親会費、年会要旨集の取扱について、理事会の決定内容に即して対応する。
  - (3) 緊急事態の対応に要した経費について年会参加者・学会員に報告する。
- 7. 緊急決定を行う際に考慮すべき点
  - (1) 参加者や開催に関わる要員の安全
  - (2) 公平性
 

年会スケジュールの変更などにより、発表した参加者と発表できなかった参加者の間に著しい不公平性をもたらさないように配慮する。
  - (3) 社会感情
 

物理的な開催の可能性のみならず、社会的な感情にも配慮して決定を行う。

## 参考資料

### 2011年の東日本大震災の発生時に仙台年会に対してとられた対応

- ◆ 年会参加費、懇親会費の返金について
 

公的資金による振り込みの場合の手続き、事前登録者への不利益を考慮し、全額返金とした（他学会では要旨集による年会成立に基づき年会費は返済せず、懇親会費は返却していた場合が多かった）。
- ◆ 年会成立（高校生発表会も含む）について
 

要旨集の発行により年会成立とした。特許出願証明書は要旨集の内容の範囲のみとした。発表内容は要旨集に書かれた内容のみであることとした。
- ◆ 年会要旨集の取扱について
 

要旨集を製本し、参加登録者全員（要旨集のみの予約購入申込者含む）および広告掲載料納入済み企業に送付した。
- ◆ 学会及び義援金への寄付について
 

年会参加費が私費で支払われている場合のみ参加費・懇親会費分の寄付を受け入れた。年会参加費は年会運営費の赤字補填とし、余剰金と懇親会費は被災地への義援金に使用した。
- ◆ 年会会場での展示料受領済み企業への展示料返金について。
 

展示料は返金した。